



# 令和 7 年度の定期報告の取り扱いについて

## ■ 調査・検査方法

国土交通省告示第 974 号および第 53 号「定期調査(点検)報告の調査・点検の項目、方法および結果の判定基準等の改正」が 7 月 1 日より施行となりました。

兵庫県ならびに県内の特定行政庁(神戸市を除く)では、建物所有者の負担軽減等の観点から、特定建築物・建築設備・防火設備の定期報告の調査・検査の方法については、以下の通りです。

- 1 特定建築物 防火設備は**従前通り常時閉鎖扉の状況**は原則特定建築物で調査を行っていただきます。
  - (1) **換気設備、可動式防煙壁、排煙設備、非常用照明の作動の状況等**は原則特定建築物で**従前通り調査**いただきます。
  - (2) 常時閉鎖防火設備(常閉防火扉)については、以下に掲げる**各階の主要な**ものが調査対象です。
    - ① 避難経路に設けられたもの
    - ② 吹き抜きに面して設けられたもの
    - ③ 日常の通行が多く開閉作動の頻度が高いもの
    - ④ その他安全上必要なもの
  - (3) 新たに**スプリンクラー設備(大規模木造建築物に限る)**の調査が**追加され**、設置の状況の調査について特定建築物にて報告いただきます。
  - (4) 非常用エレベーターの作動の状況は **昇降機の定期検査報告** の区分に変更されました。
- 2 建築設備 指定の建築規模、設備ならび報告種別、検査方法に変更はありません。
- 3 防火設備 指定の建築規模、防火扉ならび報告種別、検査方法に変更はありません。

## ■ 報告様式について

- 1 国土交通省告示改正により、**令和 7 年 7 月 1 日より**ご提出いただく様式は、**こちら**です。
- 2 調査・検査を**令和 7 年 6 月 30 日までに実施された物件**については、改正前の調査方法で実施されるため改正前(従前)の様式でご提出いただくことになりますのでご注意ください。
- 3 特定建築物の報告様式のうち、「調査結果表」は**兵庫県用**と**兵庫県以外の特定行政庁用**があります。
- 4 **兵庫県用**には**小規模民間事務所とそれ以外の用途**の「調査結果表」があります。
- 5 **地域・用途の違う様式の報告は受付できません**のでご注意ください。

## ■ 報告期間について

- 1 今年度は**報告期間が特定行政庁によって異なります**。詳細は「特定行政庁別報告期間一覧」をご覧ください。
- 2 報告期限間際は窓口が大変混みあいます。早めの報告をお奨めします。
- 3 報告には、**センターに来所する必要のない、24 時間いつでも・どこからでも報告できる**「オンライン報告」をご利用ください。